

## 日本水道協会第105回総会会員提出問題処理状況

### 【処理経過の概要】

第105回総会における会員提出問題は、「Ⅰ. 防災・減災、国土強靱化」として、水道施設の災害対策に対する財政支援、水道事業の災害対策の強化、水道災害復旧事業における漏水調査及び給水装置の取扱い、放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償、「Ⅱ. 水道の基盤強化」として、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の撤廃等、起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等、「Ⅲ. 安定・安全の確保」として、安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の推進、水利権制度の柔軟な運用、水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等、「Ⅳ. その他の重要事項」として、電気料金等の高騰に対する支援制度の拡充、電磁式等を含む水道メーターの検定有効期間の見直し等、計26題が提出され、審議された。

その結果、全議題について、国会議員及び関係省庁等に対し陳情することと決議された。

これを踏まえて、令和6年11月27日開催の第3回運営会議に陳情文案を諮り、了承を得るとともに、会議終了後、会員提出問題26題及び令和7年度水道関係予算要望について、出席運営会議委員により陳情活動を実施した。

このうち、予算関連については、予算対策運動等実施経過（10頁以降参照）と併せて、第105回総会会員提出問題の処理状況を報告する。

1. 水道施設の災害対策に対する財政支援について  
[東北、関東、中部、関西、九州地方支部]
2. 水道事業の災害対策の強化について  
[東北、関東、中部、関西地方支部]
3. 非常時における電力及び通信ネットワークの確保について  
[中部、関西地方支部]
4. 社会資本整備重点計画について  
[事務常設調査委員会]
5. 水道災害復旧事業における漏水調査及び給水装置の取扱いについて  
[事務常設調査委員会]
7. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の撤廃等について  
[北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部]
8. 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立について  
[東北、関東、中部、関西、九州地方支部]
18. 電気料金等の高騰に対する支援制度の拡充について  
[関東、関西、中国四国地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、総務省（問題1、2、3、18）、経済産業省（問題3、18）、財務省（問題1、4、5、7、8、18）及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

### <令和6年度水道関係補正予算>

#### (1) 概要

- I. 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～
  2. 新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）の展開 ～全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて～
    - ウオーターPPPやスモールコンセッション等の推進  
(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助) 1,176百万円
  3. 投資立国及び資産運用立国の実現 ～将来の賃金・所得の増加に向けて～
    - インフラ、交通、物流等の分野におけるGXの推進  
(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助、下水道事業費補助) 3,750百万円  
(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金) 6,197百万円
- III. 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～
  2. 防災・減災及び国土強靱化の推進

○気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進  
(下水道防災事業費補助) 7,133百万円

○安心・安全な上下水道の整備  
(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助) 300百万円

○地域における防災・減災、国土強靱化の推進  
(防災・安全交付金) 96,706百万円

合計 115,261百万円(※)

※うち、水道事業として約419億円を計上

(参考：令和5年度水道関係補正予算額 約371億円)

## (2) 拡充内容

### ○水道施設の耐震化

令和6年能登半島地震での甚大な被害を踏まえ、上下水道耐震化計画に基づく水道施設の耐震化の取組を推進するため、水道事業の支援対象自治体・施設を拡充

- ・資本単価要件に加え、耐震化の取組を加速する自治体(※)を支援対象に追加  
(※料金回収率、これまでの耐震化の進捗実績、今後の耐震化の進捗計画を評価)
- ・水道システムの急所である導水管・送水管の耐震化について、布設後の経過年数にかかわらず支援対象に追加
- ・水道の基幹構造物、重要施設に接続する配水支管の耐震化事業の補助率を引き上げ(1/4 → 1/3)

### ○上下水道一体での技術開発

人口減少やインフラ老朽化、強靱化等、上下水道における共通課題の解決に向けた技術開発プロジェクト(AB-Cross※)を推進

※水道革新的技術(Ajump技術)と下水道革新的技術(Bdash技術)を横断(Cross)する上下一体の技術実証事業

- ・上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費の創設  
(令和6年度補正予算では、分散型システムの実証を予定)

### ○水道の地震対策に係る新たな補助要件：「加速要件」

①料金回収率が100%以上

②これまでの耐震化実績が5か年加速化対策の計画進捗(※1)もしくは目標値(※2)以上

※1 5か年計画進捗(年換算) ・基幹管路の耐震適合率：1.96P ・浄水施設の耐震化率：1.49P ・配水池の耐震化率：1.87P 計：5.32P	※2 5か年達成目標値 ・基幹管路の耐震適合率：54% ・浄水施設の耐震化率：41% ・配水池の耐震化率：70% 計：165%
--	---

③今後の耐震化の進捗を従前の1.5倍以上に加速すること

(対象事業) 水道基幹施設耐震化事業、水道総合地震対策事業

## <令和7年度水道関係予算案>

### (1) 概要

#### ①基本的な方針

能登半島地震の被害や人口減少等を踏まえ「強靱で持続可能な上下水道システムの構築」に向けた取組を上下水道一体で推進

- ・上下水道施設の耐震化と災害時の代替性・多重性の確保
- ・最適で持続可能な上下水道への再構築

②防災・安全交付金

単位：百万円

	令和7年度予算額	令和6年度予算額	対前年度倍率
防災・安全交付金	846,955	870,652	0.97

※水道・下水道事業に係る費用は、この内数

③水道施設整備費（個別補助金）

単位：百万円

事業名	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	対前年度 倍率	
上下 水道	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費 ・上下水道一体での効率化・基盤強化に向けた取組を支援	3,600	3,000	1.20
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費等 ・国が自ら行う上下水道関係の技術実証事業等	2,809	100	皆増
水道	水道施設整備費 ・計画的・集中的な耐震化、水道事業の広域化及び安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	20,194	16,993	1.19
	水道施設整備事業調査費 ・国が自ら行う水道関係の調査等	75	140	0.54

(2) 新規事項

①上下水道施設の耐震化

1) 上下水道システムの「急所（※）」の耐震化を個別補助化

(※その施設が機能を失えば、システム全体が機能を失う最重要施設)

2) 災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化

<ポイント>

- ・水道について、資本単価要件に加え、耐震化の取組を加速する自治体を支援対象に追加 【R6補正より】
- ・取水施設、浄水場、配水池、重要施設に接続する配水支管の耐震化事業の補助率を引き上げ  
(1/4→1/3) 【R6補正より】
- ・急所である導水管・送水管の耐震化について、布設後の経過年数にかかわらず支援対象に追加 【R6補正より】
- ・上下水道システムの「急所」の耐震化を個別補助化

②災害時の代替性・多重性の確保

1) 水資源機構及び都道府県を対象とした可搬式浄水施設・設備の配備

2) 給水車の配備

3) 離島・半島地域を対象とした浄水場・下水処理場の防災拠点化

(備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備)

③最適で持続可能な上下水道への再構築

#### 1) 上下水道DXの推進

- ・水道管のメンテナンスや改築・更新を効率化するため、点検・調査結果に基づく「水道施設アセットマネジメント計画」を策定する際に必要な経費を支援対象に追加
- ・データ共有の円滑化や迅速な災害時調査のため、上下水道の台帳情報のクラウド化、市町村の区域を超えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検・調査を支援対象に追加

#### 2) 上下水道の施設配置の最適化への支援

- ・水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう、取水位置を上流に移転する際の取水施設や導水施設の整備等を支援対象に追加

#### 3) 広域連携のための「水道基盤強化計画」の策定推進

- ・市町村の区域を超えた広域的な連携等を推進するため、都道府県が水道法第5条の3に規定する「水道基盤強化計画」を策定する際に必要な費用を支援対象に追加

#### ④災害復旧の制度拡充

- ・大規模災害時における水道施設の災害復旧において、災害査定を受けるための設計書等の作成費用（測量・設計費）を補助する査定設計委託費補助の制度に新たに「水道」を追加（負担率1/2）
- ・大規模災害時における「漏水調査」や「給水施設（配水管から分岐して最初の止水栓の間）の復旧」への補助を恒久化（負担率1/2）

#### <「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象施設への水道の追加>

水道行政の移管に関連した「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」において、水道法や関係省庁の設置法等の改正とともに、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（負担法）の対象施設に水道を追加する改正が盛り込まれた。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（激甚法）において、激甚災害が発生した場合に措置する特別の財政援助の対象事業の一つとして、負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業であることを挙げていることから、激甚法に基づく特別の財政援助の対象に水道が含まれることとなった。

※法律の施行期日：令和6年4月1日

#### 6. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について

[東北、中部地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省、復興庁並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

#### 10. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

[関東地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

#### <「建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業」のうち、「水インフラにおける脱炭素化推進事業」（環境省補助事業）>

【事業目的】

・上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

・民間事業者等により再エネポテンシャルを活かした電力の地産地消を行う取組や、水インフラへの一層の再エネ導入に向けた新たな設備の設置方法に関する技術実証を推進する。

#### 【事業内容】

##### ① 水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1／2、1／3）

水インフラにおけるCO2削減のため、一定規模以上の再エネ設備の導入、高効率設備やインバータなど省CO2型設備の導入に対して支援を行う。

##### ② 水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1／2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

##### ③ 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、実証技術に関して運用面や維持管理面などの評価を行い、その導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

#### 【事業スキーム】

- ・事業形態 ①②間接補助事業 ③委託事業
- ・補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- ・実施期間 令和6年度～令和10年度

## 9. 簡易水道事業統合等に対する財政支援について

[東北、関西、中国四国地方支部]

## 11. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について

[北海道、関東、中部、関西、中国四国地方支部]

## 12. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について

[北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部]

第3回運営会議後、総務省、財務省、地方公共団体金融機構（問題11）及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

### <令和7年度地方債計画>

令和7年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

水道事業債については、通常収支分と東日本大震災分の合計として、7,342億円（対前年度比15.4%増）が計上された。

### <地方財政措置の拡充等>

#### (1) 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充について

水道管路耐震化事業については、令和6年度に上積事業費の算出方法を見直し、令和10年度までを期限として延長。

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地方団体の防災対策を強化するため、上積事業費の算出方法、特別対策分の対象要件及び対象事業者を見直すこととする。

##### 【対象事業者】

- ・前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者・用水供給事業者  
(令和8年度以降は、前年度末時点で「改定」している事業に限る)

##### 【対象経費】

- ・対象事業者が実施する水道管路の耐震化(※)に要する経費

※対象となる管種は、国庫補助(水道管路緊急改善事業)の対象となる管種に限る

##### 【地方財政措置】

- ・基準管路耐震化事業費(※)に上積みして実施する事業費(上積事業費)の1/4(一般対策分)、又は1/2(特別対策分)を限度として、一般会計からの出資の対象とする。  
※令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費又は有収水量1m<sup>3</sup>当たり標準事業費(52円)に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た事業費のいずれか低い方
- ・用水供給事業者については、令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費を基準管路耐震化事業費とする。

#### <特別対策分の対象団体要件>

前々年度における家庭用料金(13mm・20m<sup>3</sup>)が全国平均以上かつ、有収水量1m<sup>3</sup>当たり資本費が全国平均以上

(令和7年度に限り、見直し前の算出方法により算出した上積事業費を用いることも可能とするとともに、見直し前の対象要件に該当する団体についても特別対策分の対象とする。)

- ・当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置(1/2)を講ずる。

#### (2) 公営企業債(防災対策事業)の創設～発災後の水の確保等への備え～

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、現行の病院事業債(災害分)を改編のうえ、災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事及び水道事業における水道施設が被災した際の応急給水のための設備(給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備)の整備を対象事業に追加し、公営企業債(防災対策事業)を創設。

##### ①対象事業

###### 1) 病院事業

災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事

###### 2) 水道事業

応急給水のための設備(給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備)の整備(※)

※機能向上を伴わない更新・改築事業を除く

##### ②事業期間

給排水管の耐震性能の確保工事及び応急給水のための設備の整備は、令和10年度まで

### ③地方財政措置

地方負担額の1/2に「公営企業債（防災対策事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計繰出の対象とし、その元利償還金の70%（国庫補助事業にあっては50%）を普通交付税措置（残余については、通常の公営企業債を充当）

- 13. 安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の推進について  
[関東、中部、中国四国、九州地方支部]
- 14. 水利権制度の柔軟な運用について  
[東北、関東、中国四国、九州地方支部]
- 15. 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針への対応について  
[関東、九州地方支部]
- 16. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について  
[東北、中部、関西地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

- 17. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について  
[東北、関東、中部、関西、九州地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

- 19. 電磁式等を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて  
[北海道、関東、九州地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、経済産業省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

- 20. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について  
[関東、中部、関西、中国四国地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

21. 配水管等の耐用年数の見直しについて

[北海道、関東、中部、関西、中国四国地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、総務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

22. 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等について

[中国四国地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

23. 広域的な広報活動について

[関西地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省、総務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

24. 分水、区域外給水の解消方法の簡素化について

[関西地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

25. 広域化等の促進に関する地方自治法の特例措置について

[関西地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、総務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

26. 水道分野の国際協力における水道事業者の役割の明確化及び国際協力活動への財政支援について

[関東地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、財務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

## 令和7年度水道関係予算 対策運動等実施経過

年月日	事 項
R6. 6. 5	<p>第1回運営会議</p> <p>令和7年度水道関係予算獲得運動方針案及び令和7年度水道関係予算に関する要望書案について審議決定した。</p> <p>会議終了後、国土交通省、環境省、総務省のほか、小林茂樹自由民主党国土・建設関係団体委員会委員長、泉田裕彦同委員会副委員長、横山信一公明党上水道・簡易水道整備促進議員懇話会（以下「懇話会」という。）幹事長、自由民主党水道事業促進議員連盟（以下「水議連」という。）及び懇話会の各所属議員、出席運営会議委員の地元選出国會議員等に対して、陳情活動を行った。</p>
R6. 6. 27	<p>第104回総会 東京都にて開催</p> <p>令和7年度水道関係予算について、総会出席正会員の地元選出国會議員に対して陳情活動を行った。</p>
R6. 9. 4	<p>第2回運営会議</p> <p>令和7年度水道関係予算の確保等に関する要望書案について審議決定し、会議終了後、矢倉克夫財務副大臣、泉田裕彦自由民主党国土・建設関係団体委員会副委員長、務台俊介水議連事務局長、横山信一懇話会幹事長、与党の各主要役員議員、水議連及び懇話会の各所属議員、出席運営会議委員の地元選出国會議員等に対して、陳情活動を行った。</p>
R6. 9. 6	<p>自由民主党 水道事業促進議員連盟 第23回総会</p> <p>衆議院第一議員会館で開催された水議連の第23回総会において、田村憲久水議連会長、務台俊介水議連事務局長のほか、出席議員に対して、令和7年度水道関係予算の確保等に関する要望を行った。</p>
R6. 10. 9	<p>第105回総会 神戸市にて開催</p> <p>財政支援（国庫補助等）の拡充及び補助要件の緩和、起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充、水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化、電気料金等の高騰に対する支援制度の拡充等、現下の水道事業の重要問題を討議し、予算関連事項を含め関係当局に陳情することと決議された。</p>
R6. 11. 6	<p>令和6年度水道関係補正予算に係る緊急要望</p> <p>水道施設の耐震化を促進し、強靱化を図るため、令和6年度水道関係補正予算の確保について、横山信一財務副大臣、田村憲久水議連会長、松原誠国土交通省上下水道審議官、大沢博総務省自治財政局長に対して、全国簡易水道協議会と合同で緊急要望を行った。</p>
R6. 11. 19	<p>自由民主党 予算・税制等に関する政策懇談会</p> <p>自由民主党本部で開催された予算・税制等に関する政策懇談会において、小淵優子組織運動本部長、牧島かれん組織運動本部団体総局長、深澤陽一国土・建設関係団体委員会委員長、勝俣孝明政務調査会国土交通部会長のほか、出席議員に対して、令和7年度水道関係予算の確保等に関する要望を行った。</p>
R6. 11. 26	<p>自由民主党 水道事業促進議員連盟及び下水道事業促進議員連盟 総会</p> <p>衆議院第二議員会館で開催された水議連と下水道事業促進議員連盟（以下「下水</p>

	道議連」という)との合同総会において、田村憲久水議連会長、足立敏之下水道議連事務局長、井林辰憲水議連事務局長代理のほか、出席議員に対して、令和7年度水道関係予算の確保等に関する要望を行った。
R6. 11. 27	<p>第3回運営会議</p> <p>令和7年度水道関係予算の確保等に関する要望書案、第105回総会(令和6年10月9日開催)において陳情することが決議された会員提出問題の要望書案について審議決定し、会議終了後、横山信一財務副大臣、松原誠国土交通省上下水道審議官、清田浩史総務省自治財政局官房審議官をはじめとする関係各省庁のほか、与党の主要役員議員、水議連及び懇話会の各所属議員、出席運営会議委員の地元選出国會議員等に対して、陳情活動を行った。</p> <p>なお、内閣府(地方創生推進事務局)、地方公共団体金融機構に対する陳情活動については、事務局において後日実施することとした。</p>
R6. 11. 28	令和7年度水道関係予算の確保に向け、日本水道協会に令和7年度水道関係政府予算対策室を設置した。
R6. 11. 29	令和6年度政府補正予算案が閣議決定され、水道事業として419億円が計上されるとともに、水道施設の耐震化の取組を推進するため、水道事業の支援対象自治体・施設が拡充された。
R6. 12. 3	第3回運営会議(令和6年11月27日)の決定に基づき、内閣府、地方公共団体金融機構に対する陳情活動を事務局において行った。
R6. 12. 24	国土交通大臣と財務大臣との令和7年度予算大臣折衝の結果、能登半島地震の教訓を踏まえた上下水道施設の耐震化等の推進が認められた。
R6. 12. 27	令和7年度政府予算案が閣議決定され、水道施設整備費として202億円が計上されるとともに、水道事業債として7,342億円が計上された。